

行田市告示第72号

行田市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

行田市長 工藤正司

行田市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路後退用地等を分筆して市に寄附した者に対し、予算の範囲内において行田市道路後退用地等分筆費用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、行田市補助金等交付規則(昭和52年規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、行田市道路後退用地等整備要綱(平成31年告示第70号)の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、行田市道路後退用地等寄附採納に関する要綱(平成31年告示第71号。以下「寄附要綱」という。)に基づき道路後退用地等を市に寄附した者、又はその相続人とする。

(補助対象の土地)

第4条 補助金の交付の対象となる土地は、寄附要綱の規定により市が寄附採納した道路後退用地等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する開発行為に係る道路後退用地等(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為を除く。)
- (2) 土地又は土地建物の販売を目的とする土地に係る道路後退用地等
- (3) その他市長が不相当と認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する道路後退用地等の分筆に係る費用の実費額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1団の土地につき15万円を限度とする。

2 前項の道路後退用地等の分筆に係る費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 測量に係る費用
- (2) 分筆登記の申請に係る費用
- (3) 境界標の設置に係る費用
- (4) 登録免許税に相当する費用
- (5) 無償譲渡の申請に係る費用
- (6) その他市長が認める費用

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行田市道路後退用地等分筆費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 公図（分筆後のもの、写し可）
- (2) 地積測量図（分筆後のもの、写し可）
- (3) 土地の登記事項証明書（分筆後のもの、写し可）
- (4) 境界標の種別、位置が分かる図面及び写真
- (5) 申請者の市税の滞納がないことが確認できる書類（市税務課より発行された「滞納のない証明書」）
- (6) 分筆等に要した費用が確認できる次に掲げるいずれかの書類

ア 道路後退用地等の調査、測量、分筆及び登記に係る内訳が分かる見積書、明細書等の写し

イ 道路後退用地等の調査、測量、分筆及び登記に係る内訳が分かる契約書の写し又は契約内容が分かる書類

ウ 道路後退用地等の調査、測量、分筆及び登記に係る内訳が分かる領収書の写し測量に係る費用

2 前項の申請は、申請を行った日の属する年度の1月31日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合についてはこの限

りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容の審査及び必要な調査を行った上、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は前項の規定により補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定したときは行田市道路後退用地等分筆費用補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、補助金の交付をしないと決定したときは行田市道路後退用地等分筆費用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、行田市道路後退用地等分筆費用補助金交付請求書（様式第4号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに当該補助金交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条又は第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- (4) 補助金交付決定者の責めに帰すべき理由により、補助金の交付ができないとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、行田市道路後退用地等分筆費用補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取

り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させなければなら  
ない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。